

文部科学省令三十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月八日

文部科学大臣 小坂 憲次

幼稚園設置基準の一部を改正する省令

幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 施設及び設備（第七条 第十二条）」を  
「第三章 施設及び設備（第七条 第十二条）  
第四章 雑則（第十三条）」

に改める。

第五条第五項及び第六項を削る。

第三章の次に次の一章を加える。

## 第四章 雑則

(保育所等との合同活動等に関する特例)

第十三条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。

一 当該幼稚園と幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前教育等推進法」という。）第三条第二項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成する保育所等（就学前教育等推進法第二条第四項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合

二 前号に掲げる場合のほか、経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第七十八条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると

認められる場合

2 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合には、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは「一学級の幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と、第五条第四項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第十条第一項中「幼児数」とあるのは「幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附則第三項中「第五条第五項」を「第十三条第一項」に、「保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条に規定する保育所をいう。以下同じ。）」を「保育所等」に、「当該保育所」を「当該保育所等」に、「保育所の施設」を「保育所等の施設」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4 就学前教育等推進法第三条第二項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条に規定する保育所をいう。附則第

六項において同じ。)(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該幼稚園(次項において「特例幼保連携幼稚園」という。)に関するこの省令の適用については、当分の間、次の表の上欄の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項	教諭	教諭(特例助教諭(保育士の資格を有する助教諭をいい、当該幼稚園の設置又は移転の後に新たに採用されたものを除く。次項において同じ。))を含む。次項において同じ。)
第五項第二項	助教諭	助教諭(特例助教諭を除く。)
第八項第一項	幼児の待避上必要な施設を備えるもの	児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十二条第八号ロからチまでに掲げる要件に該当するもの
第二階		第二階以上の階

附則に次の二項を加える。

5 特例幼保連携幼稚園については、当該特例幼保連携幼稚園が構成する幼保連携施設において保育する満

三歳以上の子どもの保育の用に供する当該幼保連携施設の施設が次の各号に掲げる場合に該当するときは、  
、当分の間、この省令の規定中当該各号に定める規定を適用しないことができる。

一 保育室又は遊戯室の面積が当該子ども一人につき一・九八平方メートル以上である場合 園舎の面積に関する規定

二 屋外遊戯場及び運動場の面積が当該子ども一人につき三・三平方メートル以上である場合 運動場の面積に関する規定

6 前二項の規定は、就学前教育等推進法第三条第二項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該幼稚園について準用する。この場合において、附則第四項の表第五条第一項の項中「当該幼稚園の」とあるのは、「当該幼稚園と幼保連携施設を構成する保育所の」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。